

令和5年度 山梨県物品等競争入札参加資格者の指名停止措置状況

(令和6年3月22日現在)

| No. | 業者名 | 所在地 | 登録業種 | 処 分 理 由 | 発注者 | 処分根拠 | 指名停止期間 | 備 考 |
|-----|---------------|-----|---------------------------|-------------|-------------------------|----------|---|--|
| 1 | アルフレッサ株式会社 | 東京都 | 医薬品、医療器械、農工業薬品 | 独占禁止法違反 | 独立行政法人国立病院機構 | 別表第2第12号 | 令和5年4月7日から 令和5年10月6日まで (6箇月間) (短期加重・課徴金減免制度適用) | 公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成26年12月1日施行)」の第1条別表第2第12号(独占禁止法違反行為)に該当するため。 |
| 2 | 九電みらいエナジー株式会社 | 福岡県 | 電力 | 独占禁止法違反 | 九州電力管内又は関西電力管内に所在する官公庁等 | 別表第2第12号 | 令和5年4月7日から 令和5年10月6日まで (6箇月間) | 公正取引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものとして、排除措置命令を受けたことは、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成26年12月1日施行)」の第1条別表第2第12号(独占禁止法違反行為)に該当するため。 |
| 3 | 地建工業株式会社 | 山梨県 | 清掃 | 不正又は不誠実な行為等 | 山梨県(県土整備部) | 別表第2第16号 | 令和5年6月14日から 令和5年6月27日まで (2週間) | 県土整備部発注の峡東流域下水道間門川幹線管路施設耐震補強工事において下請業者の作業員が負傷する労働災害事故が発生したが、当該事故の事実を直ちに発注者に報告しなかったことにより、県土整備部において指名停止措置となったことは、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為等)に該当するため。 |
| | 株式会社エヌディエス | 山梨県 | 情報機器、通信機器、視聴覚機器、通信設備保守・点検 | 不正又は不誠実な行為等 | 山梨県(県土整備部) | 別表第2第16号 | 令和5年6月14日から 令和5年6月27日まで (2週間) | 県土整備部発注の峡東流域下水道間門川幹線管路施設耐震補強工事において施工体制台帳の作業員名簿に自社の使用人でない者を記載し、元請負業者に提出したことにより、県土整備部において指名停止措置となったことは、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為等)に該当するため。 |

令和5年度 山梨県物品等競争入札参加資格者の指名停止措置状況

(令和6年3月22日現在)

| No. | 業者名 | 所在地 | 登録業種 | 処 分 理 由 | 発注者 | 処分根拠 | 指名停止期間 | 備 考 |
|-----|------------------------|-----|---|-------------|--------|----------|---|--|
| 4 | ランドブレイン株式会社 | 東京都 | その他役務 (計画策定・支援)、イベントの企画・運営、調査・研究、その他情報処理(電算処理、データ入力、議事録作成)、Webコンテンツ作成・保守 | 競売入札妨害又は談合 | 宮崎県串間市 | 別表第2第14号 | 令和5年12月21日から 令和6年6月20日まで (6箇月間) ※令和6年1月16日より解除 | ランドブレイン(株)の使用人が宮崎県串間市発注の設計業務に関し、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことは、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第14号(競売入札妨害又は談合)に該当するため。 【解除について】 当該業者の使用人が、令和5年11月16日、宮崎県串間市発注の公共事の入札に関し、公契約関係競売等妨害の容疑で宮崎県警に逮捕されたが、令和5年12月27日、宮崎地検は不起訴処分にしたことは、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」第3条第6項(指名停止の期間の特例)に該当する。 |
| 5 | 株式会社ビルメン信越コントロールズ山梨営業所 | 山梨県 | 清掃、空調設備点検・保守、貯水等点検・保守・清掃、ボイラー設備点検・保守、消防設備点検・保守 | 不正又は不誠実な行為等 | 山梨県 | 別表第2第16号 | 令和6年3月22日から 令和6年6月21日まで (3箇月間) | 中北建設事務所が実施した中北建設事務所清掃業務委託に係る指名競争入札において、落札決定したにもかかわらず契約を辞退したことは、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為等)に該当するため。 |